

# 施策の体系

ともに認め合い  
輝いて生きるために

## 人権を尊重した 1 男女共同参画意識 の確立

**【意識づくり】**

### 具体的目標

### 施策の方向

- (1) 男女共同参画社会づくりに関する意識啓発の推進
  - ① 男女共同参画社会づくりに関する意識の啓発活動の推進
  - ② 啓発推進体制の整備
- (2) 男女共同参画の意識を高め多様な選択を可能にする教育及び学習の充実
  - ③ 家庭における男女共同参画の意識を高める教育・学習の充実
  - ④ 学校・保育所における男女共同参画の意識を高める教育の推進
  - ⑤ 地域における男女共同参画の意識を高める生涯学習の拡充
  - ⑥ 学習機会及び学習内容の充実
  - ⑦ 国際的視野の育成と国際理解の推進
- (3) 学習環境の一層の整備
- (4) 国際的協調と国際理解の推進
- (5) 政策・方針決定の場への女性の参画の推進
  - ⑧ 行政分野における女性の参画促進
  - ⑨ 雇用分野における女性の参画促進
  - ⑩ その他の分野における女性の参画促進
  - ⑪ 女性の人材育成と発掘及び登用
- (6) 社会活動への男女共同参画の促進
  - ⑫ 地域活動への参画促進
  - ⑬ 団体活動等の育成支援及びネットワーク化の推進
  - ⑭ 自主的な活動への支援
- (7) 防災、環境、観光等の分野における男女共同参画の推進
  - ⑮ 防災、環境、観光等の分野における男女共同参画の推進
- (8) 男女が共に働きやすい環境の整備  
(ワーク・ライフ・バランスの推進)
  - ⑯ 雇用・労働条件などにおける男女平等の推進
  - ⑰ 仕事と家庭生活が両立しやすい環境の整備
  - ⑱ 就業機会の拡大と労働環境の整備
  - ⑲ 職業能力の開発支援
  - ⑳ 多様な就労形態にあった子育て・介護支援の充実
- (9) 女性の経済活動の支援
  - ㉑ 女性の新たな活躍の場を広げる意識の啓発
  - ㉒ 女性の再就職に向けた支援の充実
  - ㉓ 女性起業家の育成支援
- (10) 活力ある農山村に向けた男女共同参画の確立
  - ㉔ 女性の経済的地位向上と就業条件の整備
  - ㉕ 農業を生かした地域づくりへの支援
- (11) 人権としての性の尊重
  - ㉖ ライフステージに応じた性の尊重の意識啓発
  - ㉗ あらゆる暴力根絶のための意識啓発
  - ㉘ 相談機能の充実
- (12) 男女の生涯にわたる健康支援
  - ㉙ 生涯を通じた健康づくり支援
  - ㉚ 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス / ライツ）についての意識づくり
  - ㉛ 健康を脅かす問題への対策の推進
  - ㉜ ひとり親家庭の生活と自立支援
- (13) 生活の安定と福祉の充実
  - ㉝ 高齢者・障害者・外国人が安心して暮らせる環境の整備
  - ㉞ 介護者のための福祉の充実
  - ㉟ 男性にとっての男女共同参画の推進
- (14) 男性にとっての男女共同参画の推進

# 第2次上田市男女共同参画計画

《ダイジェスト版》



ともに認め合い  
輝いて生きるために



活躍する女性消防士（写真提供：上田地域広域連合消防本部）

## 基 本 理 念

- 男女の権利の尊重
- 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 社会における制度又は慣行についての配慮
- 政策等の立案及び決定への共同参画
- 性と生殖に関する健康と権利の尊重
- 男女間における暴力の根絶
- 国際社会の動向を踏まえた取組



# 基本目標と具体的目標

男女共同参画社会の実現に向けて、4つの基本目標と14項目の具体的目標により、さまざまな施策を推進します。

## 基本目標1 人権を尊重した男女共同参画意識の確立

男女共同参画社会は、男女が性別にかかわりなく、一人の人間として個性と能力が発揮でき、ともに責任を担い合う社会です。これまでの社会制度や慣習にとらわれず、人権が尊重される男女共同参画への意識の確立を目指します。

### 意識づくり

- 1 男女共同参画社会づくりに関する意識啓発の推進
- 2 男女共同参画の意識を高め多様な選択を可能にする教育及び学習の充実
- 3 学習環境の一層の整備
- 4 國際的協調と国際理解の推進

## 基本目標2 さまざまな分野への男女共同参画の促進

市民や企業、自治会等の地域の関係諸団体、ボランティアやNPOなどの各種団体やグループと行政が連携して行動を進め、男女が個性や能力を発揮できる社会を目指します。

### 地域づくり

- 5 政策・方針決定の場への女性の参画の推進
- 6 社会活動への男女共同参画の促進
- 7 防災、環境、観光等の分野における男女共同参画の推進

## 基本目標3 男女が共に働きやすい環境の充実

雇用や生活がさまざまな形態となった中、男女がともに働きやすい社会の実現に向け、さまざまな制度の充実や支援などの取組を充実させ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の一層の推進を目指します。

### 働きやすい環境づくり

- 8 男女が共に働きやすい環境の整備（ワーク・ライフ・バランスの推進）
- 9 女性の経済活動の支援
- 10 活力ある農山村に向けた男女共同参画の確立



## 基本目標4 心豊かに暮らせる生活環境の整備

人権尊重、健康維持といった課題などに対して、あらゆる機関が連携して環境の整備を進め、男女の一人ひとりが幸せな人生が送れる社会の実現を目指します。

### 生活環境づくり

- 11 人権としての性の尊重
- 12 男女の生涯にわたる健康支援
- 13 生活の安定と福祉の充実
- 14 男性にとっての男女共同参画の推進



# 重点的取組

男女共同参画を常に意識し実践するよう、5項目の「重点的取組」を設けています。

## ◇ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 ◇

男女共同参画を進めるにおいて、就業形態、年齢、性別、未婚、既婚に関わらず就業者全て、また家庭生活を営む人において、多様なライフスタイルを実現するためワーク・ライフ・バランスの考え方を進め必要があります。育児や介護といった課題のほか地域活動などを含めて、一人ひとりが豊かな生活を送れるよう、将来的な姿として職場、家庭で取組む必要があります。

## ◇ 固定的性別役割分担意識の解消 ◇

昔からのならわしや慣習などから性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方、いわゆる「固定的性別役割分担」の意識が残っています。特に家庭、地域では意識が強く、男女共同参画推進の弊害となることが多いと言われています。更に職場においても法整備が進んだものの依然として女性に対する偏見、またこれにより男性重視の考え方があるため、この固定的性別役割分担意識を男女共に家庭、地域、職場で解消に努める必要があります。

## ◇ 地域社会における男女共同参画の推進 ◇

男女共同参画を進めるにおいて、さまざまな場所で取組がされており、その中でも生活の場である地域での男女共同参画は、なかなか進まない分野であると言えます。身近な地域を活性化し、明るい地域とするためにも多様な意見や考え方が必要な時期であり、特に女性の地域づくりやまちづくりへの参画は、大変重要であります。地域や団体、組織の実態に合った男女共同参画を進める必要があります。

## ◇ 教育の場における男女共同参画意識の醸成 ◇

男女共同参画を進めるにおいて、家庭、学校、地域社会、職場における指導や教育が重要であります。上田市の条例にある「教育者の責務」として特に学校、家庭においては日常的に男女共同参画意識の醸成を高める必要があります。そのため、教育関係者は男女共同参画の意識が醸成されるよう教育を進める必要があります。

## ◇ 行政等における数値目標を持った取組 ◇

男女共同参画を進めるにおいて、その目標値と成果を把握しながら行なうことが求められています。このため、行政における取組として関係する部署での目標値を設定し、その成果により取組の反省や見直しつなげる必要があります。

## 計画期間



この計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5か年とします。